

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
1	ケアプランデータ連携システム	ケアプランデータ連携システムとは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間で FAX や郵送で行っていたケアプラン等のやりとりを、データ連携により行うシステムです。 ・システムの導入により、人件費の削減や転記ミスの解消が見込まれ、コスト削減や業務効率化につながります。
2	補助対象者	補助対象者は誰か。	ケアプランデータ連携システムのデータ連携対象となる市内の介護サービス事業所を運営している介護事業者（法人）です。
3	補助対象者	「ケアプランデータ連携システムのデータ連携対象となる介護サービス事業所」とは、具体的にどのような事業所か。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のサービスの指定を受けた事業所が対象となります。 <p>【対象のサービス】 居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント 訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護(※定期巡回連携型も対象)、(介護予防)訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 (介護予防)短期入所生活介護、短期入所療養介護、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 特定施設入居者生活介護(短期利用のみ)、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用のみ)、 A2 訪問型サービス(独自)、 A3 訪問型サービス(独自/定率)、 A6 通所型サービス(独自)、 A7 通所型サービス(独自/定率)</p>

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
4	補助対象者	法人が市外にあっても、介護サービス事業所が三鷹市内にあれば対象となるか。	対象となります。
5	補助対象者	三鷹市をサービス提供範囲としている介護サービス事業所を運営しているが、当該介護サービス事業所の所在地は市外である。補助の対象となるか。	対象となりません。
6	補助対象者	「連携対象外」となっているサービスでもケアプランデータ連携システムの申請ができたが、補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携対象外のサービスであっても、ケアプランデータの送受信は可能です。ただし、ケアプランデータ連携標準仕様の規定外となりますので、三鷹市の補助も対象外となります。 ・【対象外のサービス】 (介護予防)特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)住宅改修、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、特定介護サービス等(介護予防)
7	事業期間	交付申請はいつまでに行えばよいか。	交付申請の期限は、 令和8年11月30日(月) です。補助金の交付は予算の範囲内で行いますので、事業実施が決まり次第、早めに交付申請してください。
8	事業期間	補助事業の対象となる事業期間はいつからいつまでか。	令和8年4月1日から令和9年1月31日まで を対象期間とします。
9	事業期間	どの時点から着手したものが補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の着手は原則として「交付決定後」となりますが、当該補助金については例外的に交付決定前の着手も認めます。 ・補助対象経費は、当該補助金の交付申請を行う年度中に係る経費のみを対象とし、具体的には、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに、契約・導入・支払すべてが完了した経費を補助の対象とします。 着手時期は契約書の日付等で判断します。 ・令和8年度以前に契約されたものは、支払が補助対象事業の始期以降であっても補助対象とはなりません。

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
10	補助対象 経費	<p>「1事業所当たり 15 万円」とあるが、具体的にどのようなことか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ事業所番号でサービス種別の異なる事業所は、それぞれで申請ができるか。 1つの事業所において、要介護の方の訪問介護と、要支援の方の総合事業の訪問型サービスを行っている場合、それぞれ対象になるか。 介護予防も、それぞれ対象になるか。 	<p>「事業所」とは、原則、上記No.3のサービス種別ごとになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所番号が同じであっても、サービス種別ごとに申請ができます。 総合事業は、同一端末で一体的にサービスの提供を行っている場合は、どちらか1つのサービスが補助の対象となります。ただし、<u>サービスごとに情報端末を使い分けている場合などは、それぞれ補助の対象となります。</u> <p>(例) 訪問介護 : 端末1台 訪問型サービス : 端末1台 <u>それぞれの端末が補助対象となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防は、同一事業所とみなしますので、どちらか1つのサービスが補助の対象となります。 <p>(例) 小規模多機能型居宅介護と 介護予防小規模多機能型居宅介護 どちらか1つが補助の対象。</p>
11	補助対象 経費	<p>「ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトウェア、パソコン等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費」とは、どのような経費か。</p>	<p>下記の①及び②の経費が対象になり、①と②の合計額と 15 万円とを比較して少ない方の額が対象になります。</p> <p>①ケアプランデータ連携システム活用のための、<u>介護ソフトウェア導入経費(ソフトウェア購入費、ソフトウェア使用料)</u></p> <p>②ケアプランデータ連携システム活用のための、<u>パソコン等のハードウェアの購入、設置費等</u> (補助額のうちこの要綱で補助する情報端末(パソコン、タブレット等)については、1台当たりの補助額は 10 万円以内となります。)</p>
12	補助対象 経費	<p>ケアプランデータ連携システムのライセンス料(21,000円/年)は対象となるのか。</p>	<p>対象になりますが、令和8年度においては、国のフリーパスキャンペーンが引き続き実施されているため、介護サービス事業所の自己負担は発生しません。</p>

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
13	補助対象経費 (介護ソフトウェア等)	①「 <u>介護ソフトウェア導入経費(ソフトウェア購入費、ソフトウェア使用料)</u> 」の要件は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 申請年度において、ケアプランデータ連携システムを利用するために、ケアプランデータ連携標準仕様に対応した<u>介護ソフトウェアの新規導入又は変更を行う必要があります。</u> ソフトウェア使用にかかる経費が月額使用料である場合又は複数年契約を一括払いする場合は、<u>令和8年4月1日以降に契約し、令和9年1月31日までに支払いが完了する経費になります。</u> リース・レンタルも対象です。
14	補助対象経費 (介護ソフトウェア等)	ケアプランデータ連携システムを既に導入しているが、介護ソフトウェアのサービス利用料(ランニングコスト)も対象となるか。	ケアプランデータ連携システムを既に導入している事業所についても、 <u>介護ソフトウェアを変更した場合には、介護ソフトウェアのサービス利用料(ランニングコスト)も対象となります。</u>
15	補助対象経費 (介護ソフトウェア等)	ケアプランデータ連携システムに対応している介護ソフトウェアを使用しているが、より使い勝手がよいとされている介護ソフトウェアにのりかえたい。対象として問題ないか。	対象経費として差し支えありません。
16	補助対象経費 (介護ソフトウェア等)	ケアプランデータ連携システムに対応していない介護ソフトウェアから対応している介護ソフトウェアに乗り換える場合、今契約している(ケアプランデータ連携システムに対応していない)介護ソフトウェアの解約金が発生する。解約金を対象とすることは可能か。	本事業の主旨としてはケアプランデータ連携システムの導入に係る経費を補助するものとなりますので、解約金は対象外です。
17	補助対象経費 (介護ソフトウェア等)	介護ソフトウェアのサービス利用料の支払いについて、「1年契約」「5年契約」で一括支払いするケースがある。5月に介護ソフトウェアの利用を開始した場合、5月からの9か月分のみ按分して計上可能ということになるか、それとも1年・5年の一括支払い経費全部を計上してもよいか。	令和8年度に発生した経費(ただし、令和9年1月31日までに支払いが完了していること)であれば、一括払分をすべて計上して問題ありません。
18	補助対象経費	介護ソフトウェアの契約を法人全体で行って行っており、市外事業所やデータ連携対象外サービスの事業所も含んでいる。全部をまとめて申請金額としていいか、按分等する必要はあるか。	ケアプランデータ連携システムのデータ連携対象となる市内の介護サービス事業所が対象となりますので、事業所ごとに経費を按分して申請してください。

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
19	補助対象経費 (パソコン等)	②「ケアプランデータ連携システム活用のための、 <u>パソコン等のハードウェアの購入、設置費等</u> 」とは、具体的にどのような経費か。	・申請年度において、ケアプランデータ連携システム専用端末として使用するために購入するパソコン等のハードウェアである必要があります。
20	補助対象経費 (パソコン等)	以下の場合の対象になるか。 <ul style="list-style-type: none"> 既に保持しているパソコンを買い換えて、ケアプランデータ連携システムを導入する場合 パソコンは保持しているが、ケアプランデータ連携システムを導入するために買い足す場合 	対象になります。
21	補助対象経費 (パソコン等)	補助の <u>対象とならないもの</u> は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・国、他の自治体又は市が実施する<u>その他の補助を受けているもの</u> ・消費税及び地方消費税相当額 ・振込手数料 ・パソコン等の保守サービス料、配送料 ・割賦契約に伴う金利・手数料 ・パソコン用ウイルスソフト ・パソコンまたはタブレット端末の周辺機器（プリンター、ルーター、モデム）等
22	補助対象経費 (パソコン等)	15万円以内であれば何台購入しても補助の対象となるのか。	パソコン等については、1台当たりの補助額は10万円以内であり、1事業所当たり15万円以内であれば、複数台の購入も可能です。
23	補助対象経費 (パソコン等)	パソコン等のスペックに指定はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定するスペックは特段ありませんが、1台当たりのパソコン等補助上限額を10万円としています。業務に必要な（過剰なスペックとならない範囲）程度でご判断いただいて問題ありません。 ・また、ケアプランデータ連携システムを利用するためには以下の環境が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ■OS：Windows10、又はWindows11 ■推奨モニタ解像度：1366×768 ■インターネットに接続できること ■パソコンのカレンダー表示形式が西暦であること。 <p>詳しくは「ケアプランデータ連携システム操作マニュアル」をご確認ください。</p>

三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金Q&A

※補助対象の可否について検討を要する場合がありますので、ご不明な点は個別にお問い合わせ
 合わせください。また、Q&Aは随時更新を行います。(令和8年4月1日現在)

No	項目	質問	回答
24	補助対象経費	単純にパソコン購入代金を10万円補助するということか。	ケアプランデータ連携システムに関係のない用途でのパソコン購入代金は対象外となります。
25	交付申請	交付申請、振込のスケジュールを知りたい。	<p>【スケジュール】</p> <p>①交付申請（事業者→市） 見積書等添付の上、申請してください。 交付申請期間：4月1日～11月30日</p> <p>②交付決定（市→事業者） 交付申請受付後、14日程度で交付決定の通知をします。</p> <p>③システムの導入等（事業者） ・介護ソフトウェアの導入やパソコン購入等 ・ケアプランデータ連携システムの導入</p> <p>⑥実績報告（事業者→市） 領収証等添付の上、各事業所の実績報告の期限までに実績報告書等の提出</p> <p>⑦交付確定（市→事業者） 市から確定通知書を送付</p> <p>⑧補助金の請求（事業者→市） 補助金の請求をしてください。</p> <p>⑨補助金の振込（市→事業者） 指定口座に振込をします。</p>
26	交付申請	複数回に分けて交付申請が可能か。 また、介護ソフトウェア導入経費で交付申請した後に、パソコン等の購入経費等の交付申請はできるか。	追加交付はできませんので、事業所ごとに経費をまとめた上で、合算した金額で、交付申請をしてください。
27	実績報告	実績報告書の提出は、いつまでに行う必要があるか。	<p>実績報告書の提出期限は、各事業所の交付決定通知に記載されます。</p> <p>各事業者の申請内容により期限が異なりますので、交付決定通知を必ずご確認ください。期限を過ぎた場合の提出は、認められませんので、ご注意ください。</p>